

質問回答

NO.	質問	回答
1	「（別添 3）令和 7 年度地域脱炭素投融資促進のための評価検証業務に関する提案書作成・審査要領」の「Ⅰ 1. 提案書の構成及び作成方法」内の評価項目「2.1 仕様書 3. (1) ②の業務内容について」の要求要件が「ヒアリング先について、具体的な候補を挙げること。」と記載されていますが、（別添 2）の仕様書においては、有識者ヒアリングは 3. (1) ③で挙げられているため、上記評価項目は「2.1 仕様書 3. (1) ③の業務内容について」の誤記という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りでお間違いありません。
2	「（別添 2）令和 7 年度地域脱炭素投融資促進のための評価検証業務に係る仕様書」の「3. (1) ②脱炭素投融資案件の評価・検証ガイドラインの改定案の作成」に記載されている「令和 6 年度地域脱炭素投融資促進のための側面支援業務」の報告書、および当該業務で作成された「脱炭素投融資案件の評価・検証ガイドライン」を拝見することは可能でしょうか。 拝見可能な場合、担当窓口（ご担当者様の連絡先等）をご教示いただければ幸いです。	閲覧可能です。 閲覧をご希望される日時を複数記載の上、以下のメールアドレスにご連絡をお願いいたします。 chiiki_shusshi@env.go.jp